

にぎわいづくり認定事業 Q&A

Q 1) 今回事業を主催する北九州市にぎわいづくり懇話会とはどんな団体ですか？

A 1) 北九州市への来訪者を増やし、にぎわいを創出することを目的に、市民主導で推進するための民間のリーダー組織として、令和 18 年 11 月に「にぎわいづくり懇話会」を設立しました。
メンバーは、市内各企業や市民団体の代表者で構成されており、座長は、株式会社安川電機の利島康司 特別顧問です。

Q 2) 認定のメリットは、何ですか？

A 2) 認定を受けることのメリットは、大きく分けて、以下の 2 つです。
(1) 懇話会を構成しているメンバーや行政関係機関と連携した事業推進
・ 広報、PR の手段が広がる
・ 許可申請等の手続きのご案内
(2) 助成金の交付
詳しくは、事務局にお問い合わせ下さい。

Q 3) 広報PRの具体的な手段は、何ですか？

A 3) 具体的には、以下の広報PRをお手伝いします。
・ HP 「北九州市にぎわいづくり懇話会情報サイト」へ事業内容を掲載
・ FMK I T A Q 「ディスカバーK I T A Q」(北九州市にぎわいづくり懇話会) の活用
・ 各報道機関への情報提供方法のご案内

Q 4) 助成金の支援対象は、こういった内容ですか？

A 4) 新規性や独自性を用いて、まちのにぎわいを創出し、あわせて来訪者の消費活動を活性化させるもの、また、雇用創出機会の増大を図る事業に必要な項目を、幅広く助成します。

【助成の対象】

事業を実施するために必要な下記の経費

- ・ 雇用したアルバイト等の賃金 (団体の構成員以外)
- ・ 講師など外部の専門家に対する謝礼
- ・ 出張旅費や交通費 (団体の構成員以外)
- ・ 広告、プロモーション等に要する経費
- ・ ホームページの作成や会場設営など、事業の一部を他に委託する経費
- ・ 調査、分析等に関する費用
- ・ 事務消耗品、材料等の購入費用
- ・ 会場借上料、車両・機器等の賃借
- ・ 郵便料、保険料など

- ・その他、同助成を実施する北九州市にぎわいづくり懇話会企画調整委員会が必要と認める経費

【助成の対象外】

- ・団体の構成員に対する給与、賃金、謝礼等の経費
- ・事務室の賃借料や事務機器リース料、通信費、光熱水費など団体の経常的な活動に係る経費
- ・飲食費（会議時の茶代、イベント等のスタッフの弁当代を含む）
- ・机、椅子、事務機器等、事務所備品的な物品の購入経費
- ・領収書がないなど、支出の根拠が確認できない経費
- ・その他懇話会が適当でないと認める経費

Q 5) 助成金は不要だけど、認定のメリットは受りたい。そういった場合も申請できますか？

A 5) 申請可能です。申請時に、その旨を記載して、提出してください。
審査会で認定を受けることができれば、認定のメリットを受けることができます。

Q 6) 既に他の補助を受けている事業についても、応募してよろしいですか？

A 6) 他の行政機関等から補助を受けている事業についてのご応募はできません。
ご遠慮下さい。

Q 7) 過去認定された事業でも、再度申請をすることは可能ですか？

A 7) 可能です。過去の認定事業でも経済効果が非常に期待され、継続的に支援すれば実現可能性が望まれる事業であれば、引き続き広報PR等の支援をする可能性があります。
ただし、原則、新たに立ち上げる事業を優先的に支援します。

Q 8) 認定後、事業主体を他人に譲ることはできますか？

A 8) 事業主体を他人に譲ることはできません。
理由は認定事業要綱第4条1項及び2項に掲げるとおりです。なお事業主体を他人に譲った場合は、下記の要綱第12条に掲げるとおり、認定事業の決定もしくは交付額の全部又は一部を取り消すこととなります。

【にぎわいづくり認定事業要綱（一部抜粋）】

（認定事業の主体）

第4条 認定事業の主体は、次の各号のいずれにも該当する個人又は団体に限るものとする。

- （1） 自らが事業主体となること
- （2） 市内外を問わず、企画した事業等を完了するまで責任を持って遂行できること

(認定事業の決定又は助成金の交付額の取消し)

第12条 懇話会は、認定事業の主体又はその事業等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定事業の決定もしくは交付額の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第4条に定める事業等の主体に該当しなくなったとき
- (2) 認定事業の全部又は一部が遂行できなくなったとき
- (3) 認定事業の内容が本要綱に沿わなくなったとき
- (4) 助成金を他の用途に使用したとき
- (5) その他認定事業審査会が適当でないと認めるとき

2 懇話会は、認定事業の決定もしくは交付額の全部又は一部を取り消す場合、すでに助成金が交付されているときは、当該認定事業の主体に対し、当該取消しに係る部分の助成金について期日を定めて返還を命じなければならない。

3 認定事業の主体は、前項の助成金の返還を命じられたときは、前項の期日までに返還しなければならない。

Q9) 今年度の募集期間や対象期間は?

A9) 令和元年度の募集期間等は以下ようになります。

【令和元年度実施スケジュール】

第1期

事業募集：令和元年5月15日(水)～6月14日(金)

審査会：6月下旬

対象期間：令和元年7月1日(月)～10月31日(木)

助成金：対象経費の3分の2以内、50万円を上限とする。

第2期

事業募集：令和元年9月2日(月)～9月27日(金)

審査会：10月中旬

対象期間：令和元年11月1日(金)～令和2年3月15日(日)

助成金：対象経費の3分の2以内、50万円を上限とする。

Q10) 第1期と第2期で同じ事業を申請することはできますか?

A10) 第1期に申請した事業を第2期の対象期間に再度実施する場合は、第2期に再び申請することもできますが、原則、新しい事業を優先的に支援します。